

平成28年第4回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	平成28年 8月 3日					
招集年月日	平成28年 8月 8日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び 宣 告	開 会	平成28年 8月 8日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	閉 会	平成28年 8月 8日午前11時41分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2	田 村 剛 一	○	9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	△	12	山 崎 泰 昌	○
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会議録署名議員	13番 吉川 淑子		1番 阿部 幸一		2番 田村 剛一	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白土 まさ子		書 記	鈴木 廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳 一	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	佐々木 政勝	○
	総務課長	花 坂 惣 二	○	上下水道課長	佐々木 達彦	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	消防防災課長	上 沢 隆	○
	企画財政課長	上 林 浄	○	教育委員長	山 崎 喜 六	△
	復興推進課長	沼 崎 弘 明	○	教 育 長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	昆 秀 樹	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○
	水産商工課長	佐々木 真 悟	○	町民課長補佐	昆 健 祐	○
	町民課長	中 屋 佳 信	△			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年第4回山田町議会臨時会議事日程

平成28年8月8日（月）午前10時開議

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 仮議長の指名
- 日 程 第 4 報告第11号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負
変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 5 報告第12号 公共下水道山田管渠（27-2工区）布設工事の請負変更契約の専決処
分の報告について
- 日 程 第 6 報告第13号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告
について
- 日 程 第 7 議案第91号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負契
約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第92号 山田町消防団第4・8分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第93号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うJR交差部における細浦川河川施
設改修業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第10 議案第94号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第2号）

平成28年8月8日

平成28年第4回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成28年第4回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまはクールビズ期間中ですので、上着を脱ぎ、軽装にして議案審議に当たっていただきたいと思っております。また、熱中症防止のため議場内に水分補給のためペットボトルの持ち込みを許可したことを申し添えます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届けの出ているものは、5番田老賢也君であります。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

ここで執行部側の出席者について申し上げます。中屋町民課長は忌引のため、代理で昆課長補佐が出席していますことをご報告いたします。

会議に入る前に町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。町長は登壇の上発言を認めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

貴重なお時間を頂戴し一言ご挨拶を述べさせていただきたいと、そう思っております。去る7月10日に執行されました山田町長選挙において多くの町民と議員皆様のご支持を賜り、無競争という形で再び山田町長としての職責を担うことになりました。皆様に厚く御礼を申し上げます。2期目においても町民の皆様から負託を受けたことに関しましては、初当選のとき以上に責任の重さを感じており、改めて身の引き締まる思いでございます。私は発災後の町の姿を見て、早期復興を成し遂げなければとの思いで町長に立候補し、この4年間を突き進んでまいりました。多くの難関がありましたが、多方面からの力を集結し、復興事業も復旧期から再生期を迎え、今後の発展期に向かって一刻も早い復興事業の完遂を目指していきたいと考えております。

また、今年度から始まった第9次山田町総合計画に掲げている各種事業計画についても着実に進めてまいります。なお、詳しくは次の定例議会で所信の一端を述べさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

しかしこのような中、過日の全員協議会でおわび申し上げましたが、職員の不祥事が発生したとこ

ろであります。今後はさらに職員の意識改革、能力向上に努め、町民の皆様方の信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。5年5カ月前の震災により被災された方々の悲しみや苦しみを思うとき、一刻も早く町民の皆様方が希望を持ち安心して暮らせるまちづくりを実現してまいりたい、その思いで今後与えられた4年間、粉骨砕身頑張ってまいりたい、そう思っております。

何とぞ議員各位、町民の皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

佐藤町長におかれましては、2期目の当選おめでとうございます。引き続き本町の復旧復興を、そして町民福祉の向上のため努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは進行いたします。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により13番吉川淑子さん、1番阿部幸一君、2番田村剛一君、以上3名を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第3、仮議長の指名を行います。

本会期中の仮議長に12番山崎泰昌君を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第4、報告第11号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更

契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

報告第11号 船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明申し上げます。

本工事は、平成27年8月10日に開催された第4回山田町議会臨時会において議案第80号として議決をいただき、平成28年3月4日に開催された第1回山田町議会定例会において議案第47号として1回目の変更契約の議決をいただき、請負金額6,045万5,160円で有限会社藤沢組が施工していた工事であります。

それでは変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。工種が減となる箇所を赤色に、増となる箇所を青色に表示しております。今回の変更は町道前須賀タブの木荘線から船越小学校へのアクセス道路入口までの道路区間を岩手県施工による船越漁港海岸災害復旧工事で行うことで調整しており、その区間の転落防止柵の設置工、アクセス道路入口付近の舗装工、工事費の精査に伴い6号パイプカルバートの管渠工が減となります。またアクセス道路の路面排水のための集水ますの設置、のり面路肩の崩落防止を図るアスカーブの設置、隣接地へ乗り入れるための取り付け道路の設置、工事数量の精査に伴い1号から5号パイプカルバートの管渠工が増工となります。

次に変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額6,045万5,160円から356万7,240円を減額した金額5,688万7,920円で、平成28年6月24日に請負変更契約を締結したものであり、6月30日に完成している工事であります。

以上、船越・田の浜地区復興事業町道船越小学校南側線道路築造工事の請負変更契約の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

前回の変更契約の関係で減額はもっと吟味してやったらいいのではないかなという話をした経緯がありますが、今回のを見てもです、アスカーブとかいろいろなものが増額になっている部分、工種的にいっぱいある。そして転落防止柵が69メートルだけの減、表層14平米だけの減、これが300万もするのですか。アスカーブのメートル当たりの単価です、転落防止柵当初の設計のメートル当たりの金額を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

アスカーブのメートル当たりの単価ですけれども、直行で1,183円になります。転落防止柵につき

ましては、メートル当たり直行で8,360円の金額になっております。全体的に工種が増えているわけですけれども、一番大きな減額の理由とすれば6号パイプカルバートの部分について、当初見積もった金額より使用材料が安くなったということで、一番大きな減額となります。

次に減額の大きな理由とすれば、転落防止柵のメートル数が県でもらうということで金額が大きく減になっているのでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

工事概要のほうの6号パイプカルバートの600のやつがなくなったというのは減の中に入っていないですが、多分それが大きい金額になっているのかなと思うのですが、それを当初入れた理由と、なんで減にしたのか、県でやったために減になったのか、その辺はどうなっているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

6号パイプカルバートにつきましては、当初から設計では見込んでいたものでございます。6号パイプカルバートにつきましては、土圧の関係でパイプカルバートの強度を高くしなければならないということで設計単価を、使用材料を高いものを見込んでおったわけですが、精査の結果、そんなに高くないパイプカルバートで大丈夫だということで使用材料の単価の見直しを行ったというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

全然話にならないのではないですか。設計で見ていたやつを、変な話、多分これを目安に入札して落札していると思うのですが、減額されるような形でとるような変更というのはおかしいのではないかと。要するに当初設計にないものを計上したとか、そういう形の中で変更するのだったら納得するのですが、当初からあって、それも堅固なものを見ていたかどうか分からない、請負にはわかるわけがないですよ。ああ、これでやるのだな、そういう形の中で見積もっていると思うのです。それをそうでないから安いものでつくっていいからという変更ってあるのですか。やれるのですか。どこの補助だかわからないですけれども、そんな変更ってあるのですか。強いものにやるっている変更だったら俺は認める。弱いものにするという変更ってあり得るの。そのほかにです、全体の変更の内容が出てきたものだから側溝工の1メートル増、そんなの出来形伸びでしょう。こういうのも変更で増にできるのですか。会計検査院に捕まるよ、すぐ。出来形増の部分についてはある程度割合が決ま

っているけれども、減については絶対認めない部分があるけれども、増については出来形増というのは範囲内であれば認めるでしょう。そういうものにもお金を出すというのはおかしいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

執行部におかれましては発言をきちっとしてわかるような説明をしていただいて、3回目ですので。もしだめであればもう1回許可しますので、丁寧な説明をお願いします。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

6号パイプカルバートにつきましては、強度そのものについては当初設計したものと同一強度で大丈夫だということで使用材料、単価が変わったということでございます。そのほかのパイプカルバートの面積が増減している部分につきましては、最終的には現地精査によってメートル数が増えてきたということで設計変更の対象にしたというものでございます。ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

7番いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、報告第12号 公共下水道山田管渠（27-2工区）布設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

報告第12号 公共下水道山田管渠（27-2工区）布設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてご説明申し上げます。本工事につきましては、平成27年第3回山田町議会定例会において議案第95号として議決をいただき、平成28年第1回山田町議会定例会において議案第33号として請負契約の変更について議決をいただいたものであります。請負金額2億5,414万8,840円で株式会社大林組東北支店が施工の工事であります。

今回の変更は、現場を精査した結果による増であります。金額が増となった主な要因ではありますが、北浜地区N T T電話交換所付近の町道沢田・関谷線に下水管を布設するために一般車両の迂回路として仮設道路を計上したことと、推進工において地下水位の影響により到達立坑の坑口を止水する必要があったことから地盤改良を増工したものであります。

資料2をごらんください。変更後の工事概要は工事施工延長が0.3メートル増の1,385.7メートル、圧送管での施工が0.3メートル増の1,059.8メートル、自然流下管での施工が325.9メートル、マンホール設置が11カ所となっております。オレンジ色で着色している部分は仮設道路を表示したもので幅員4メートルの延長135.8メートルを施工しております。

次に資料3をごらんください。図面は推進工の平面、縦断面図でオレンジ色で着色している部分が地盤改良の薬液注入工の施工範囲となります。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額2億5,414万8,840円に今回消費税込金額214万7,040円を加えた金額2億5,629万5,880円で、去る6月24日に変更契約を締結し、6月27日に完成したところであります。

以上、報告といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第12号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、報告第13号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

報告第13号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、その内容をご報告申し上げます。

本件は、平成28年6月29日、午後4時45分ころ、豊間根第3地割地内において公用車を運転する総務課職員が安全確認不十分なまま後退した際、アパートの雨どいに接触し破損したものであります。

次に示談書をごらん願います。当事者甲は山田町長であります。乙は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・様であります。

本件事故につきまして8月1日に示談を取り交わしております。なお、損害賠償額4万8,168円は、岩手県町村会加入の自動車共済保険から全額支給されることとなっております。

このような事故を起こしたことに対し、深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう運転業務に当たる職員にはさらに安全運転に心がけ、交通事故を起こさないよう指導を徹底してまいります。

以上、公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第13号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第91号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第91号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業7・8号集落道整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は東日本大震災により被災した大浦地区の早期復興を図るため漁業集落防災機能強化事業により、地権者から同意を得られた7・8号集落道について新設及び拡幅工事を実施するものです。

それでは工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。工事の施工箇所は赤色に着色した区間で、総延長は1,384メートル、道路幅員は6メートルとなっております。半崎地区に通じる区間の一部240メートルを新設し、拡幅する区間は1,144メートルとなります。拡幅区間については山側に設置された側溝は残したまま、海側に2メートル拡幅し側溝を設置、全区間において路面はアスファルト舗装とし、のり面の一部は擁壁で整備するものです。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき7月5日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社カネナカと奥井建設株式会社2社の応札があり、7月27日に改札を行い、落札候補者に株式会社カネナカを指名しました。その後資格の確認を行い8月1日に落札者に決定し、当日に仮契約を締結したところです。契約金額は消費税及び地方消費税の額2,080万円を加えた金額2億8,080万円で工期は平成28年8月10日から平成29年3月31日までとしております。

以上提案理由と工事の概要について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

新設区間のところですが、拡幅のほうが経費はかからないじゃないかなと思うのですが、こうい

うふうに持ってきた理由。坂が急だからこうやったのか。それともう一個は防災機能強化事業だから、せっかくここに新設で低く道路を持ってくるのだったら、半崎のほうからもう一本上に上がれるような道路までつくってもらったほうが親切なのではないかと思うのですけれど、そういう考えはないのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

拡幅した理由でございますけれども、12番議員おっしゃるとおり、現在半崎地区を通じる道路につきましては急勾配な坂を下りていく必要があることから、その坂を避けて通行できるようにしたものでございます。またもう一つ縦につながる道路ということでございますけれども、この付近につきましては山でありますし、道路付近にも居宅等はないものですからこういった形にいたしました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

新設の理由はわかりましたし便利になっていいことなのではございますけれども、同じ担当だから聞いておきますけれども、大浦の場合水門は乗り越してきたと。失礼、防潮堤は乗り越していいのですけれども、半崎のほうに作業場がありますよね。ちょっとそこどころがどういうふうを超えてくるのか。まあ関係ないと言えば関係ないのだけれども。もし教えてくれるのだったら教えてもらいたい。

○議長（昆 暉雄）

関係ないけれども答弁よろしいですか。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

半崎地区の方にも漁港ございますけれども、そこにつきましても1点乗り越し道路を設置する計画でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより、議案第 91 号 大浦地区漁業集落防災機能強化事業 7・8 号集落道整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第 8、議案第 92 号 山田町消防団第 4・8 分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長 (上沢 隆)

議案第 92 号 山田町消防団第 4・8 分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

町では東日本大震災で被災した消防屯所の本設復旧を目指しており、既に用地を確保できた第 3 分団及び第 10 分団の工事は着工しておりますが、このたび第 4 分団及び第 8 分団の用地の準備が整ったことから工事を実施するものであります。

それでは工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料 2 をごらんください。まず第 4 分団の図面左側が案内図で、図面右側が配置図であります。位置は織笠高台団地内の新織笠駅予定地東側付近となります。延べ床面積は 202.34 平方メートルで、坪にしますと約 61 坪、構造は鉄骨造 2 階建てであります。また敷地内の北西側にホース乾燥柱を設置いたします。

資料 3 をごらんください。左下が 1 階平面図であります。床面積は 101.17 平方メートルで用途は車庫、待機室、土間、玄関、廊下、トイレ、浴室及び脱衣所とし、災害出動に備え待機するスペースとなっております。左上が 2 階平面図であります。床面積は 101.17 平方メートルで、用途は会議室、和室、ホール、トイレとして通常時には会議に使用し、災害時には団員が休養をとれる広さを確保しております。また、バルコニーを南側と東側に設け、火災予防の横断幕などを掲示できる構造となっております。また右側の図面が敷地の北西側に設置されるホース乾燥柱の詳細図となります。

資料 4 をごらんください。立面図であります。右下が南側から見た立面図で正面となります。右上が北側の町道織笠外山線側から見た立面図、左上が町道織笠中央線側から見た東側立面図、左下が西側立面図であります。

続きまして第 8 分団の説明であります。

資料5をごらんください。まず図面左側が案内図で、図面右側が配置図であります。位置は柳沢地区の町立山田北小学校の南東側付近で、小学校のグラウンドと都市計画道路柳沢北浜線の間となります。延べ床面積は202.34平方メートルで、坪にしますと約61坪、構造は鉄骨造2階建てであります。また敷地内にはホース乾燥柱を設置いたします。

資料6をごらんください。左側が平面図となっております。資料3の第4分団と違いますが、1階の玄関と車庫が左右逆になっているところがございます。これは敷地の関係で、乗り出し道路の位置、それから分団の希望等を勘案した結果このようになっております。1階の床面積は101.17平方メートルで、各部屋の用途は第4分団と同じでございますので省略させていただきます。左上が2階平面図であります。2階の床面積も101.17平方メートルで、各部屋の用途は第4分団と同じでございますし、バルコニーを南側に設置することとなっております。また右側のホース乾燥柱の詳細図につきましても第4分団と同様でございます。

資料7をごらんください。立面図であります。右下が南側で、都市計画道路柳沢北浜線側から見た立面図で正面となります。右上が山田北小学校側から見た北側立面図で、窓にはアルミルーバーを取りつけております。左上が東側立面図、左下が西側立面図であります。

次に請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき7月5日に町のホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果奥井建設株式会社1社の応札があり、7月27日に改札を行いました。しかし再度入札においても予定価格の範囲に達せず、8月1日に再度入札を行いました。しかし再度入札においても予定価格の範囲に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約、いわゆる不落随契に移行し、8月1日に見積書を徴したところその金額が予定価格の範囲内であったことから、奥井建設株式会社と去る8月5日に仮契約を締結したところです。契約金額は入札書記載金額1億3,100万円に消費税額及び地方消費税額を加えた1億4,148万円で、工期は平成28年9月1日から平成29年2月28日までの181日間としております。

以上、提案理由とその概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

敷地面積についてお伺いいたします。今回の織笠4分団の敷地面積は1,591.64、前回6月議会のときの10分団の敷地面積は274.29平米。ちょっと開きがあるものですから、敷地面積の基準というのはあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

ただいまの質問にお答えします。敷地面積に違いがあつてよいかという質問だと思いますけれども、これは当初用地の担当課のほうに消防側から、消防屯所を建てるためにできれば100坪以上の敷地が欲しいという要望を出しました。それぞれ区画整理事業や漁業集落防災機能強化事業、防集事業等々いろいろ状況や条件が違ってきて、そのように違いが出てきたものと思っております。なお、広さについては制限というのをごさいます。理由がつけば今回の屯所の整備事業は補助事業を使つておりました、消防団員が訓練やそういったスペースを欲しいということで、町がそれでよいということであれば、敷地に広さの制限はないということになっております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

敷地に制限はないということなのですが、ただこの何だか10分団と今回の4分団を比較すると、面積に差がありすぎたものですから、10分団のほうはふるさとセンターの上ということで敷地がないというのはわかるのですけれども、団員同士で不公平感というのは否めないのではないかなという気がするものですから、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

ただいまの質問は、かなり狭いところもあるのではないかと質問だと思っておりますけれど、実は10分団に関しましては、当初はもう少し広くとれる予定でした。ただし用地交渉を行いましたらば、なかなか手放してくれない方も出てきまして、そのために要望を出した100坪をちょっと欠けるくらいということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ちょっといくつか質問をさせていただきますが、奥井建設さんにはいろいろところで事業をしていただいておりますけれども、実は気になるのはこの契約者、代表取締役が事業によって違っているように思います。前は奥井さんが契約したのもあるし、阿部さんが契約したのもあると思うのです。このように契約者が1つの会社で違ってくると、その経緯についてちょっとお伺いしたいと、こう思っています。

それから建物はほとんど同じですね。若干見ますと1階の屋根がかかったりかからなかったりと。あるいはその左右対称の部分がちょっと違ったり。恐らくほとんど建設費は同じかなという思いはしているのです。ただこの場所がです、織笠とそれからなんといいですか柳沢と、非常に離れた場所で

この個別の建物を建築するわけですが、そういうのを一括して契約するということが今まであったのかどうかという点をお伺いしたいと、このように思います。

それから先ほど微妙に違うということを行いましたけれども、ほんのわずかですよね。これはこの微妙な違いが建設費で影響しているのかどうか。建坪が同じですよ。その辺をお伺いしたいと、こう思います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

3点目のそれぞれ微妙に違うので建設費が違ってくるのかという質問だと思いますが、それは地盤が軟弱な部分等につきましても基礎が違ってきます。それから外構、敷地面積が違ってアスファルト舗装等々の量も違うということで工事費には差が出てきております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

1点目の契約者の氏名が変わっているというご指摘でございます。おっしゃるとおり各契約時点における代表者の氏名が若干違ってございます。これは奥井建設様のほうから契約を結ぶ時点の代表者の届け出がございまして、それが今回の第4・8分団の契約時点ではこちらの四方さんということになってございます。その事情につきましては各企業さんのお考えでございまして、私のほうでは届け出をされた方と契約を締結ということになっております。なお、以前の社長さんのお名前で行った契約についても当然法人は変わりませんので、内容は継承するということとございまして。

それから2点目の4分団、8分団、ちょっと距離があるのに一括した契約したのはどうしてかということとございまして。ご承知のとおり建設工事につきましては入札不調等が発生をしている、そういう中でどのような形で発注をすれば円滑な発注ができるのかということとでいろいろと考えております。今回の場合は、基本的にはロードを大きくして、いわゆる小さい工事ですとなかなかもうけがと言いますか、利益が上がらないわけですが、ある程度の工事が一緒に発注されることによって各事業者さんの興味を引くというか、それなりの工事の規模になるということもございまして、こういう形で複数箇所を、本当に離れた場所ではあれですが、複数箇所を1つにまとめて発注するということは認められておりますし、以前にも同様の形で進めたことはございまして。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今いろいろ説明を受けましたけれども、ちょっと確認しておきたいことがあるのですけれども、前にも契約された事業で奥井さんの事業は全て完了しているのでしょうか。継続した事業というのがあるのかどうか、もしあった場合にそのいわゆる代表者の変更届とかそういうのはしなくていいのかどうかです。これからの我々の勉強もかねてお伺いしたい、こう思っています。それから同じようなものを建てる場合に一括してというのはわかります。住宅なんかみんなそうですから。ただここは場所が相当離れていますし、消防課長の話を見ると地盤の性格上結構同じ建物けれども建設費に差があると、となればやはり別々に同じ人がとるにしても契約するのが筋ではないかと。そこで差があるというふうなお話ですので、織笠の第4分団と柳沢の第8分団、それぞれのどれだけの建設費で建物が建つものかと、同じであればという話で質問するしかなかったのですけれども、結構土地の関係で建設費に差があるということですから、その辺、片一方はどのくらい、片一方はどのくらいかの説明をお願いしたいとこう思います。

（「議長、進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の2番議員の発言で1つだけ取り消してもらいたいのですけれども、我々の勉強のためにというのは、私は納得できないのだけれども。

○議長（昆 暉雄）

2番について、勉強でなくそのものについて再度質問願います。2番。

○2番田村剛一議員

契約の仕方というのはいろいろとあると思うのですけれども、私たちも知らないこともあると思うので、今話したようにそれぞれ値段が違うようですので、その説明をお願いしたいと。と同時に、先ほど話した、これからそういうことも他の会社でもある可能性もあるものですから、その点も説明をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

12番については了解しました。質問については、名前が変更になっても大丈夫だかという質問ですので許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

それでは1点目の契約者の変更でございます。これは当然各企業さん方のご都合がございます。従いまして変更することはあり得る。変更した場合には、私ども資格確認ということで名簿を登載して、その方々と契約を結ぶことになっておりますので、その資格確認の変更の手続がとられるということでございます。契約については、法人と結ぶ契約でございますので、代表者の名前を変更するということについては当然資格届けのほうで手続をとっていただければそのまま継承するというところでござ

います。

2点目の4分団と8分団の金額がどのくらいかということですが、設計額にかかわる部分でございますので、少し今回は答弁を控えさせていただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

先ほどの第4分団と第8分団の工事費というのが違うということで、その説明を私の方から詳しく説明すればよかったと思うのですが、ちょっとおわび申し上げます。まず第4分団に関しましては敷地が広いということでアスファルトの舗装の面積が広がった。第8分団につきましては、軟弱なために鋼管杭ということで20メートルを超す鋼管杭を打ち込むという基礎工事になりますので、どちらも増額したと。前の3分団と10分団よりは増えているということを申し上げます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

実際には契約内容の部分にかかわってくるので2つの建物の建設費の比較は言えないという話でしたけれども、大体いままで一つ一つ建てる場合にはちゃんとそれなりの建設費ですか。それが出てくるわけです。どうして2つ来た場合に、しかも別々ですよ。同じ場所で建ててこっちにはあれを引いたと、こっちにはコンクリートにしたと、それくらいであればいいです。でもこれはあくまでも建物自体が独立していますよね。場所も独立していますよ。面積も違いますよ。これも独立した建物ですよ。それに対して建設費が言えないというのはちょっとおかしいのではないのでしょうか。それだけ私は質問したいと思います。そういうふうなことというのが実際にありますか。まったく別なのですからね。これが何々団地の山田で建て売りするような場合だったら微妙に違ってたって構いませんよね。でも全く違う建物について建設費を町で言えないということは問題があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今ご答弁申し上げた内容でございますけれども、従来一本の工事を議決をいただく際に設計額については議決完了した後、議決いただけない場合も想定になりますので、設計額についての情報は控えさせていただいているということですが、これは新たな入札をするときに設計額を類推されるようなものについては少し控えさせていただいている。ただ当然公表の原則がございますので、発注した時点では設計額がいくらで請負額がいくらでという相対の数字はお出しすることになっておりま

す。なお、ただいまのご趣旨からしますと、今の工事費の例えば何割くらいが何分団、何割くらいが何分団という程度のところであれば、後で精査をしてお出しすることはできるかと思しますのでご了承をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11 番。

○11 番菊地光明議員

議事進行になるのか、この質問していいのかわからないのですけれども、実は私今回の臨時議会の招集の案内を3日付でもらって5日に受け取っているのですけれども、本質的に5日に受け取っているのに多分3日前には出ていると思うのですが、それが何で8月5日の仮契約書で出てくるのか納得できないのですが。日にちを平気でさかのぼるということは議会ではいいのですか。ここを確認してください。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。11時15分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時09分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

当初15分までという予定でしたけれども、議員全員がそろいましたので進行いたします。それでは11番議員に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。答弁が少し遅くなりましてご迷惑をかけたことはおわび申し上げます。先ほどのご質問にかかわるわけでございますが、ご指摘のように1枚目、議案第92号、こちらについての議案の部分は1枚目のこの部分でございます。2枚目以降、資料1、資料2、これにつきましては審議の参考にさせていただくという意味で添付をさせていただいています。

今回3日の日に送付させていただいた議案の資料の中に5日の日付があるじゃないかというご指摘でございますが、入札会が既にその時点では完了し、当然仮契約までのスケジュールを執行部とすれば想定をして事務を進めております。今回につきましても5日付で仮契約を結ぶというスケジュールのもとで進んでおるものでございます。万が一5日の日に仮契約を締結することができないといった事態があれば、当然これは本日の審議の日に資料の差し替えをお願いをしてご審議をいただくと、そういうつもりでおります。このように工事がふくそうしてございます。各種工事を円滑に進めるということのためにはある程度スケジュールをもって進めなければならないということを考えておりますので、ひとつご理解を頂戴したいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

了解しました。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより、議案第 92 号 山田町消防団第 4・8 分団消防屯所建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

よって議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 9、議案第 93 号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部における細浦川河川施設改修業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第 93 号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部における細浦川河川施設改修業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

委託協定の理由は、準用河川細浦川の J R 山田線と交差する区間を改修するため J R に委託して施工するものです。委託金額については、消費税額及び地方消費税額 412 万円を加えた 5,562 万円です。

次に委託箇所について説明いたしますので、資料 1 をごらんください。細浦川の施工箇所は織笠第 1 団地の北側の J R 山田線と交差する箇所を赤色で表示しております。

次に細浦川ボックスの詳細を説明いたしますので、資料 2 をごらんください。委託する延長は 32 メートルで幅 2 メートル、高さ 2.7 メートルの断面とするものです。

次に協定について説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の相手方は東日本旅客鉄

道株式会社で、協定の期間は平成 28 年 8 月 25 日から 29 年 3 月 31 日までとしております。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第 93 号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差部における細浦川河川施設改修業務の委託協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 10、議案第 94 号 平成 28 年度山田町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

議案第 94 号 平成 28 年度山田町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。今回の補正予算は前回の補正予算の編成後に予算補正が必要となったもののうち、復興交付金の増額配分や緊急性の高いものに限定して編成をしたものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 576 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 432 億 7,449 万 8,000 円としようとするものであります。

それでは事項別明細書により目の増減額が 500 万円以上の主なものについて説明いたします。

5 ページをお開きください。歳入であります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 3,502 万円の増額は 2 節復興交付金の増によるもので、第 15 回配分で決定された額を歳入予算に計上し、歳出の総務費の中でその同額を復興交付金管理運営基金に積み増しするものであります。

2 目民生費国庫補助金 2,150 万円の増額は 4 節臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金の増によるもの

であります。6目商工費国庫補助金1,740万円の増額は、1節震災復興官民連携支援事業国庫補助金の増によるものであります。

6ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入514万5,000円の増額は1節土地売払収入の増によるものであります。

7ページをごらんください。19款1項1目繰越金1,314万5,000円の増額は、1節前年度繰越金の増によるもので、本補正予算の財源として平成27年度からの繰越金の一部を充てようとするものであります。

次に歳出であります。9ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、16目国土調査費600万円の増額は、13節地籍調査業務委託料の増によるものであります。21目その他基金費3,502万円の増額は25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるもので、歳入の総務費国庫補助金の全額を同基金に積み増しするものであります。これによりまして本補正予算時点での同基金の平成28年度末の現在高は、261億9,000万円程度となる見込みです。2項町税費、2目賦課徴収費700万円の増額は、23節町税予定納税等還付金の増によるものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,150万円の増額は、次の10ページをお開きください。20節臨時福祉給付金の増などによるものであります。

次に12ページをお開きください。7款1項商工費、2目商工業振興費1,742万1,000円の増額は、13節賑わい創出推進組織検討調査業務委託料の増によるものであります。

最後に15ページの最終行をごらんください。以上のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億576万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を432億7,449万8,000円としようとするものであります。ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入、歳出一括質疑を許します。2番。

○2番田村剛一議員

2点ほどお伺いします。一つは5ページのいわゆる臨時福祉給付金、一応予算は2,150万円ですか、そして10ページには多分これが支出ということになると思いますが、3款民生費の20節になりますか、臨時福祉給付金1,800万、この間に若干違いがあるわけです。補助金を申請するときと、それから実際給付するとき、亡くなった方が結構あるのか。どうしてこのくらい差が出てきたかというふうな点をお伺いします。

それからもう1点は12ページの先ほど説明がありましたけれども、賑わい創出事業1,742万支出する予定になっておりますが、この事業の中身について説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

臨時福祉給付金についてご説明いたします。まず臨時福祉給付金のほうにつきましては、1,800万円が給付金、それからそのほかに事務費としまして350万円ほどとっております。それが資料でいきますと、9ページの時間外手当とか、消耗品費、通信運搬費などを合わせて全部で2,150万円となっております。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それでは12ページ、賑わい創出に係る部分の回答でございますけれども、当委託料につきましては、中心市街地全体の賑わいの創出に向けた検討及び準備を行い、組織の立ち上げに向けての準備などを行うための委託料でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

これはいわゆる選挙前に安倍総理が低所得者に対する支援をしたいというので出てきた支援給付金ではないかなと思っておりますので、中身については私も詳しくはわかりませんが、山田町の該当者が実際は何人で、そして他市町村に比べて多いのか少ない、ちょっと難しいと思っておりますけれども、その辺わかれば説明いただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、賑わい創出の、これはわかりますが具体的にどういうことをいつするのかと、誰が何をいつするのか、あるいは組織を立てるのか。役場のほうで独自にやるのか、あるいは商工会にやらせるのか。それらも含めてもう少しわかるように事業内容を説明してください。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

給付金の対象者ですけれども、平成28年1月1日現在で山田に住所がある方で、平成28年度住民税が課税されていない方、またはその方を扶養している方が課税されている場合は除かれます。対象者としては4,200人を予定しております。そのほかに基礎年金、それから遺族年金受給者の方も対象にしておりまして、この方々には一人3万円を予定してございまして対象者は180人となっております。それから済みません、他市町村との比較ですけれども、ちょっとこちらはわかりかねますのでご了承ください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

先ほど議員おっしゃられたとおり、これからそういった組織を形態、またはどういったところにさせるのかということも含めた形で町を挙げて検討を進めていき、またそういった組織が採算性があるものになっていくよう検討などを重ねていくというような内容になっております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

今の給付のほうについては了解と言えれば変ですけれども、結構多い方々が給付されているなという感想は持ちました。それから今のその賑わい事業については、これからどうするか考える。そういうのに予算というのはつけられるのでしょうか。やっぱりそれを使う人がいて、それをこういうふうに使いますよというのであれば理解することもできるのですが、これから何に使ったらいいか、どういうふうな人たちをしたらいいのかということに予算化できるものなのではないでしょうか。ちょっとやっぱり無理があるのではないかと、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

賑わい創出推進組織検討調査業務委託事業ですけれども、中心市街地をエリアとしてあそこにどういう賑わい、一つ一つの事業者たちが活発になるのは当然そうなのですけれども、そこ全体としてどういうふうな魅力ある地域にできるかということを検討していきます。これはここにあるように調査業務委託料とあるように、役場とまずコンサルさんに来てもらって外側からそこを分析してもらいながら検討を進めていく。その上でその賑わいを創出するために町の中にどういった体制があればいいのかということとそのコンサルティング会社さんとか町とか町に住んでいる方々、事業者の方々との議論の中で酌み上げていくということを目的にしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7番。

○7番尾形英明議員

9ページの歳出、総務費2款1項16目国土調査費の業務委託内容、追加の部分をお知らせください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

今回補正で要求しました600万につきましては、今後発注予定の外注の部分の増額部分と予定しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

当初は契約していないということですか。追加でプラスアルファの部分の要求ではなく、要するに委託業務の中に入っていないやつをやるということですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

今年度の調査につきましては、直営で行う部分、外注で行う部分の2本立てで計画しております。直営で行う部分につきましては委託業務の入札は終わっております。その執行残及び今回の600万及び当初の予算、これらを合わせて外注で入札執行を予定しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

それでは私は12ページ、先ほども2番議員さんから質問があった賑わい創出推進組織検討調査業務委託料なのですが、副町長のただいまの答弁ではコンサルに委託してまとめていくような答弁でございましたが、それでよろしいかということと、この中で業務委託の中で全て今後の町、商工業地域等が賑わうような創出のものをつくり上げて、そのつくり上げる資料として検討委員会なるものを事業の中、1,742万1,000円で検討委員会を立ち上げてそのようなのを導き出すような委託なのかどうかです、そこを確認したいと思います。

もう1点は同じ12ページの8款の1項15節テレビ電波受信障害対策工事費ですが、これは税源等を見ますと全て一般財源なのですが、テレビ電波受信障害対策工事費というのは利益を被るのはどのような方々を、地域と工事する場所を教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

この事業の進め方についてですが、まずコンサルタントの方に発注してというか、町とコンサルタントの会社で議論していくという形の事業でございます。その中で議論するという中身は賑わい創出していくのにどのような組織が必要なのかということとを議論していくこととなります。その組織、どういった形の組織が必要になるのかというのは、ある程度町とコンサルティング会社で話を詰めた上でどういう形でその組織の設立に向けて動いていくのかというのは検討した上で考えたいと思

ってしまして、最初からこういうこういうこういうこういうメンバーで検討委員会をつくって、組織のあり方について考えるということは現在のところ想定しておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

2点目のテレビ電波受信障害対策工事の地域と場所についてでございますけれども、こちらのほうは現在建設しております山田中央団地災害公営住宅建設に伴いまして、受信障害が発生する恐れがある駅前拠点施設戸建て店舗棟14戸ですけれども、そちらの対策のための工事費でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

それでは1点目の賑わい創出推進業務委託の件ですけれども、これから組織の中身についても委託によって出た結果によって考えていくということでございますね。その結果で組織を作っていくって議論していくというのはわかるのですけれども、そのような議論をしていくにもまた経費というか費用がかかると思うのですけれども、同じように国庫支出金で見られるものなのか、町単独で取り組むものなのか、その辺について伺います。

そしてテレビ電波受信障害対策工事のほうはわかりました。というのは前回の議会のときに、船越の高台団地のほうでICTの整備とともに個別の家に電波受信の障害があるのを助成するという案件が出ていましたが、それとはまた別に高層の住宅を建てたことによって電波障害が出るということで盛ったわけですね。調査した結果もし出ないということになれば、この予算は必要なくなるということと解釈してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○鈴木副町長（鈴木 裕）

まず1点目にお答えいたします。この業務で検討してこういう形がいいのではないかというふうに検討していく組織というのは、まず検討なのですけれども、基本的に自立していく組織になると思っております。なのでまさに検討ではあるのですが、今の時点で単費を突っ込む、国庫を突っ込むということを想定してはおりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

2点目のもし障害がなければ必要がなくなるかということでございますけれども、こちらのほうは事前に調査は行っておりますし、それで外部の足場等外れてきましたけれども、それで再度調査いたしまして、それでも障害がある件数が出た場合に工事を行うということでございます。なお、こちらの事業は交付金での工事となっております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今の電波障害はわかりました。

最初の賑わい創出推進組織検討業務委託料の件ですけれども、昨年度も確か観光ビジョンも結構な金額を費やして調査してあのようにまとめたわけですけれども、また今回も1,700万とすれば結構な金額だと思います、私自身の感覚では。それなので、ぜひ検討委員会とかそれらを立ち上げて結果が1,700万が無駄に終わらないように、町のために生かしてもらいたいと考えておりますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

税金である1,742万1,000円、無駄にしないように事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。10番。

○10番坂本 正議員

この7ページですか、1番下、雑収入なのですが。467万7,000円、この内訳をちょっと教えて。どこにどのようにして返還されたのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

この部分、歳入の部分でございますけれども、三陸やまだ漁協さんの所有する保管施設2棟が防潮堤の建設用地に当たることになりまして、解体をすることとなったものでございます。そのために三陸やまだ漁協さんのほうから返還金を徴収しまして歳出のほうに充当するというような形になっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10 番坂本 正議員

だから私いつも言うのだけれども、どこの場所で、どういうところでどのような施設だったのか、それがこうこうこうなのだよ。2回もこういうくだらないことで説明させないでくださいよ。前にも言っているはずですよ。あとちょっと丁寧に返答してくださいと。だから皆さんに当てはまることなのだけれども、そこらへんはちゃんと丁寧にぶっきらぼうな言い方でなく、山田弁でぶっきらぼうと言うけれどもね。そこら辺をあとちょっと丁寧に説明すれば2回もする必要ないからさ。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

ぶっきらぼうにしているつもりはございません。場所は大浦地区のほうの漁具の保管施設2棟でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

済みませんです。先ほど建築住宅課長のほうからの電波受信のかかわりで一言予算のかかわりがありますので、私の方から訂正をさせていただきます。予算書にあるとおり一般財源の対応になります。交付金事業ですと説明いたしました、少し誤解があったようでございます。大変申し訳ございません。

○議長（昆 暉雄）

今後発言には気をつけていただきたいと思います。

進行いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより、議案第94号 平成28年度山田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前11時41分閉会